



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*53 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第53号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の3の3を削り、第5条の3の4を第5条の3の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第24条の2第1項第3号ウの規則で定めるもの）

第5条の3の4 条例第24条の2第1項第3号ウに規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる寄附金とする。

- (1) 県内に主たる事務所を有しない学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）であって、賦課期日現在において県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第4号に規定する専修学校若しくは各種学校を設置するものに対する寄附金
- (2) 県内に主たる事務所を有しない社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、賦課期日現在において県内で同法第2条第1項に規定する社会福祉事業を営営するものに対する寄附金
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、賦課期日現在において県内に従たる事務所を有する法人に対するもの

附則に次の1項を加える。

（条例附則第14項の14の規則で定めるもの）

4 条例附則第14項の14に規定する規則で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する補助の対象とする路線とする。

別記第11号様式（その1）中「紀陽、関西アーバン、泉州、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行」を「紀陽、池田泉州、関西アーバン、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行」に改める。

別記第11号様式（その2）中「紀陽、関西アーバン、泉州、第三、南都、百五みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行」を「紀陽、池田泉州、関西アーバン、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行」に改める。

別記第11号様式（その3）及び別記第11号様式（その4）中「紀陽、関西アーバン、泉州、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行」を「紀陽、池田泉州、関西アーバン、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の3の3を削り、第5条の3の4を第5条の3の3とし、同条の次に1条を加える改正規定は、平成24年1月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の和歌山県税規則（以下「新規則」という。）第5条の3の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新規則第5条の3の4各号に掲げる寄附金について適用する。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 3 新規則附則第4項の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(従前の様式による用紙)

- 4 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間修正して使用することができる。